

行管第 号  
令和 4 年 月 日

山梨県知事 長 崎 幸太郎 殿

山梨県個人情報保護審議会  
会 長 松 本 成 輔

個人情報の保護に関する施策その他重要事項について（答申）

令和 4 年 8 月 1 7 日付け行管第 1 6 1 0 号で諮問がありました次の意見聴取事項について、別添のとおり答申します。

諮問第 3 0 号

「山梨県個人情報保護法施行条例（仮称）の方向性の妥当性について」に係る意見聴取事案



(別添)

## 1 条例で規定しなければならない事項

### (1) 開示等請求における手数料（法第89条第2項）

開示請求に関する手数料は、実費の範囲内において条例で定めると改正法に規定され、手数料の額は実費の範囲内であれば、国と異なる手数料とすることも、無料とすることもできるとしている。

この点、個人情報の開示制度が個人の権利利益を保護するための制度であることを踏まえると、単に法改正だけを理由に利用者の負担が増大するような変更は望ましくなく、これまでのとおり手数料を徴収せず、実費のみを負担させるとしたことは妥当である。

また、経済的困窮者に対しても、同様の観点から、減額又は免除する制度を継続するとしたことは妥当である。

### (2) 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料（法第119条第3項及び第4項）

行政機関等匿名加工情報の提供に係る手数料は、政令で定める額を標準として条例で定めると改正法に規定されている。これは、標準額と異なる手数料額を定める場合においては、そうせざるを得ない当該地方公共団体の特別な事情又は実費との相違について合理的な理由が存在しなければならないとする趣旨である。

この点、本県において、政令の定める額と異なる額を定める特殊な事情は、現時点では見出せないことから、当該手数料の額を政令に定める額と同額にするとしたことは妥当である。

## 2 条例で規定することが許容されている事項

### (1) 「条例要配慮個人情報」の内容（法第60条第5項）

現行の条例における要配慮個人情報は、「本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報」（県条例第2条第3号）と定義されており、同情報に係る改正法の定義と差異はない。

また、現時点において、当該定義を満たすような本県独自の事情により、不当な差別や偏見等を生じさせる個人情報は見あたらないことから、当該定義の追加はしないとしたことは妥当である。

### (2) 個人情報取扱事務登録簿の作成・公表に係る事項（法第75条第5項）

個人情報取扱事務登録簿と個人情報ファイル簿の目的及び記載内容に大きな違いはないことから、双方をそれぞれ作成しても県民にメリットは少なく、かえって

無用の混乱を与えるものとする。また、作成事務の煩雑さも多大になることから、重複して作成する必要はないとしたことは妥当である。

もつとも、県がどのような個人情報を保有しているかを明らかにすることは、県が取り扱う個人情報の透明性を確保する観点から引き続き必要であり、改正法において作成及び公表を要しない個人情報の本人数1,000人未満の個人情報ファイルを取り扱う場合であっても、個人情報ファイル簿を作成し公表するとしたことは妥当である。

### (3) 開示等における不開示情報の範囲（法第78条第2項）

改正法は、県の情報公開条例との整合性を図るため、情報公開条例で開示情報としているものの、改正法では不開示情報となる情報については開示情報とし、また情報公開条例において不開示情報であり、かつ国の情報公開法で規定する不開示情報に準じる情報は不開示情報に追加できることとしている。

この点、情報公開条例においては、改正法及び国の情報公開法と比べ、相違する箇所があるものの、改正法における不開示範囲に影響を与えるものはないため、条例による不開示情報は追加しないとしたことは妥当である。

### (4) 開示請求等の手続（法第107条第2項及び第108条）

#### ア 開示決定等の期限

現在、保有個人情報の開示請求に係る県の決定期限は原則15日以内であるが、改正法では決定期限の原則を30日以内としつつ、条例により30日以内の任意の期間とすることを認めている。

この点、これまで県においては、保有個人情報の開示請求に対する決定は、決定期限の原則である15日以内に概ねなされており、加えて15日以内に決定できない場合には、開示決定期限を延長することが可能であることを踏まえ、決定期限を改正法で定める30日以内とする積極的な理由は見当たらないことから、新たな条例ではこれまでのとおり開示決定期限を15日以内としたことは妥当である。

また、開示決定の延長期限を改正法の規定する30日以内から、15日以内としたことも、同様の理由により妥当である。

#### イ 審査会の権限と審査請求の審議手続

審査請求の手続は、改正法に反しない限り、条例で定めることができるとしているところ、新たな条例においては、行政不服審査法と重複する規定を除き、現行の条例の手続を踏襲し、インカメラ審査やヴォーン・インデックス（整理された資料）の提出を求める権限等を規定することとしている。

この点、保有個人情報の開示請求等に係る審査請求においては、迅速で的確な判

断が要求されることから、これまでの県個人情報保護審議会の権限と審査請求の審議手続を踏襲することは、この要求を満たし、かつ期待される効果を発揮することができると思料されることから妥当である。

#### **(5) 審査会への諮問（法第105条第3項）**

改正法では、地方公共団体に対して審査請求があったときの諮問先機関は、行政不服審査法第81条第1項又は第2項の規定により設置される附属機関とされている。

この点、同法第81条第1項の機関である山梨県行政不服審査会を諮問先機関とすることも考えられるが、個人情報の開示請求の性格上、迅速な救済が求められており、これまでのような個人情報保護について専門的知見を有する第三者機関である山梨県個人情報保護審議会を諮問先機関として規定するとしたことは妥当である。

また、行政不服審査法では、同法第81条第1項又は第2項の機関の組織及び運営に関する事項は条例により定めることとされているが、これについても、これまでの実績を踏まえ、現行の同審議会の組織や運営を引き続き継承することとしたことは妥当である。

#### **(6) 個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要と認めるときの審議会等への諮問（法第129条）**

改正法で求められる法第129条の「審議会その他の合議制の機関」への諮問は、法の範囲内の細則や地域の特殊性に応じた専門的意見であり、これまでも現行の山梨県個人情報保護審議会が担ってきた役割である。

この点、県においては、新たな諮問先機関を設置せず、新たな条例においても引き続き設置される同審議会にその役割を担わせることとしたことは合理的であり妥当である。

また、同審議会に諮問する事項についても、個人情報の取扱いに関する基本ルールは法及び国のガイドラインによるものとされ、かつ個別事案に対する法解釈について諮問することができないことを踏まえると、その他専門的な知見が問われる事項は自ずと条例等の規定の改廃、安全管理措置の基準及びその他の運用上の細則を定める場合に収斂されることから、これらのものを諮問事項としたことは妥当である。

### **3 その他の改正法の趣旨に反しない事項**

#### **(1) 法及び条例の施行状況の公表**

本県においては、現行の個人情報保護制度下においても、制度に対する県民の信

頼を確保する観点から、毎年度、条例の施行状況の公表を行ってきたところであり、改正法による新制度においても、県民に対し、施行状況を公表することの意義は変わらないことから、法改正後も引き続き法及び条例の施行の状況を公表するとしたことは妥当である。

## **(2) 本人情報の提供**

改正法においては、開示請求が書面においてしなければならないとされ、これまで口頭による開示請求で開示していた情報は、本人への自己情報の提供によるものと整理された。

口頭による開示請求制度については、現行の条例においても需要が高く、これに代わる制度を新たな条例においても引き続き維持する必要性は高いと考えられ、その手続を改正法に適合した形で明記したことは妥当である。

## **(3) 罰則**

審議会委員は審査請求等の審議調査のため、個人情報を取り扱う立場であり、かつ審議会委員は特別職の公務員であるため、地方公務員法の秘密保持違反に対する罰則規定が適用されないことを踏まえると、新たな条例において審議会委員の秘密保持違反に対する罰則を課すとしたことは妥当である。